

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年總理府令第百三十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改 正 後	改 正 前
	（資産の部の区分）	（資産の部の区分）
第十二条	〔略〕	〔略〕
2	〔略〕	〔略〕
3	次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものと する。	次に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものと する。
	一次に掲げる資産 〔イクト 略〕 〔号の細分を削る。〕	一次に掲げる資産 〔イクト 同上〕 〔号の細分を削る。〕
	一 〔同上〕	一 〔同上〕
	〔イクト 同上〕	〔イクト 同上〕
	チ 〔次に掲げる繰延税金資産〕	チ 〔次に掲げる繰延税金資産〕
	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連す る繰延税金資産	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連す る繰延税金資産
	(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、 一年内に取り崩されると認められるもの	(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、 一年内に取り崩されると認められるもの
	リ 〔三・三 同上〕	リ 〔三・三 同上〕
四	次に掲げる資産 投資その他の資産	四 〔同上〕

ハ 「イ・ロ 略」  
　　「繰延税金資産」

ハ 「イ・ロ 同上」  
　　「次に掲げる繰延税金資産」

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

〔二・ホ 略〕  
五 「略」

〔二・ホ 同上〕  
五 「同上」

(繰延税金資産等の表示)

第十七条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

(繰延税金資産等の表示)

第十七条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

(負債の部の区分)

第十九条 「略」

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

(負債の部の区分)

第十九条 「同上」

2 「同上」

	<p>一 次に掲げる負債 流動負債</p> <p>〔イ・ホ 略〕</p> <p>号の細分を削る。」</p>
	<p>二 次に掲げる負債 固定負債</p> <p>ト   ヘ  </p> <p>〔略〕</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ   繰延税金負債</p>
備考	<p>表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>二 資産除去債務のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの ホ 「略」</p>
	<p>二 次に掲げる負債 固定負債</p> <p>ト   ヘ  </p> <p>〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ   次に掲げる繰延税金負債</p> <p>(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>二 資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの ホ 「同上」</p>